

2019年度要望活動報告書

2019年7月26日（金）

2019年度関係機関への要望書の提出について、以下の通り報告します。

1) 白井市への要望書の提出

日時：2019年7月23日（火） 午後1時30分

対応者：笠井市長、川上市民環境経済部長、川村産業振興課長

要望者：野水代表理事、白山・駒村・藤本副代表理事、染谷事務局長

要望内容：別添要望書（協議会発第26号）のとおり、8項目16件の要望をする。

* 笠井市長からは、できるところから速やかに対応する。また、個別の回答については、各担当部署と調整のうえ行うとした。

2) 印西警察署への要望書の提出

日時：2019年7月25日（木） 午前11時00分

対応者：木村署長、坂口交通課長、吉竹警部補

要望者：野水代表理事、白山・駒村・藤本副代表理事、染谷事務局長

要望内容：別添要望書（協議会発第27号）のとおり、4項目5件の要望をする。

主な質疑等：以下の質疑がありました。

①大型車両の通行規制の解除について

* 現地の道路状況等を再度確認し、方針を決定することとなるが、工業団地でありながら規制がされているのは、疑問があるとの認識であった。

* 規制標識の設置場所や内容について、昨年、当協議会から誤っていると思われる個所の確認をお願いしていたが、その後の経過をお知らせ願いたい。

②速度規制の解除について

* 道路状況や周辺の住宅の有無等の状況などを確認し、30kmから40kmへの緩和について検討する。

③大型車通行許可証の白井センターでの即日交付について

* 白井分庁舎には、管理職員が配置されていないため、できない状況であり、今後の見込みについては不明である。

* 白井分庁舎は、一部を除き、本署と同様の機能を要するものとなると市（市長）からは聞いていたが、その認識に齟齬があると思われるので、確認をしていただきたい。

④信号機の改善と増設について

* 信号機の改善については、現状を調査し対応する。

* 新設については、2年前から必要箇所との認識を持っており、調査もしているが、早期設置には予算の確保が難しい状況である。また、信号機の設置のための用地も必要となる。

⑤防犯関係について

* 日頃から対応しているが、改めて担当部署（地域課）に伝える。

3) ちばレインポーバス（株）への要望書の提出

日時：2019年7月25日（木） 午前10時00分

対応者：加藤営業部長、太田主任

要望者：野水代表理事、白山・駒村・藤本副代表理事、染谷事務局長

要望内容：別添要望書（協議会発第28号）のとおり、2項目の要望をする。

主な質疑等：以下の質疑がありました。

①工業団地内の路線バスの時間変更及び増便について

- * バス会社も営利企業であるため、現状では利用者が少ないので、利用者の状況を見た対応となる。
- * 利用者の拡大にあたっては、当協議会でも努力したいので、今後も協議させていただきたい。
- * 増便については、運転手の確保が難しく、現状を維持するのも大変な状況であることを理解して欲しい。

②工業団地内のバス路線の延長について

- * 運行距離の延長には、運転手等への基準等の中で対応しており、厳しい状況である。

以上

白 産 第 150 号
令和 元年 8月20日

一般社団法人 白井工業団地協議会
会長（代表理事） 野水 俊夫 様

白井市長 笠井 喜久雄



2019年白井工業団地の活性化等に向けた要望等について（回答）

残暑の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本市行政の推進に対しまして多大なるご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年7月23日付け協議会発第26号で要望のあった対応等について、別紙のとおり回答します。

2019年要望事項等回答

1 道路関係

(1) 工業団地アクセス道路の早期完成について

工業団地アクセス道路の整備は、平成30年度に工事着手し、令和3年度竣工予定です。

全線供用開始は令和4年4月を計画しています。

(2) 桜台地区からの新規構想道路の早期事業化について

・構想道路「(仮称)木・十余一線」については、白井工業団地の活性化、新道沿道の土地利用の誘導による人口増・税収増などの波及効果が考えられ、産業振興・地域経済の活性化及び都市拠点(産業拠点)の賑わい創出のため、市としても重要性を強く認識しています。

・平成28年に策定した最新の都市マスタープランにおいて「構想道路の計画化への検討」を位置づけ、第5次総合計画の実施計画における「道路ネットワークづくり事業」の中で、計画を定めるための各種調査や検討を進めていきたいと考えています。

(3) 迅速な道路の補修について

① 工業団地内及び周辺の道路において、交差点の横断歩道・一時停止線が消えている。又は、薄くなっている箇所については、昨年度も印西警察署に要望しております。進んでいない補修が必要な箇所については今年度も要望してまいります。

また、センターラインの白線等も消えている、又は薄くなっている箇所は、確認しておりますので、今後市が白線等の引き直しを実施してまいります。

② 工業団地内や周辺の市道については、全体的に老朽化が進行していることから、修繕工事や、舗装の穴埋め工事を行っているところです。今年度は市道00-004号線の一部(河原子台交差点から西へ467mの区間)の舗装修繕工事を予定しています。

ご指摘いただいた、市道00-103号線の一部(工業団地本通り)と市道00-105号線の一部(第二工業団地中通り)については、今年度に策定予定の計画期間を令和3年度から5か年とする舗装修繕計画に位置付け、計画に基づき国の補助金等を活用しながら舗装修繕工事を実施してまいります。

なお、亀裂や破損など、部分的に状況が悪い箇所については、随時部分的な補修を実施していきます。

(4) 車道・歩道の除草及び道路側溝の清掃について

貴協議会におかれましては、年2回の清掃活動を行っていただき、誠にありがとうございます。

工業団地内の道路の除草及び道路側溝の清掃箇所については、パトロールにて状況確認をしながら、委託業者へ発注して対応しておりますが、貴協議会におかれましても、お気づきの点がございましたら、道路課へご連絡いただくなどのご協力をお願いします。

2 雨水排水関係

(1) 冠水被害の防止について

① 平成28年7月15日の豪雨で中436-4番地先の市道が道路冠水となったことを踏まえ、道路排水網図を基に現地確認を実施したところ、中434-7番地先の雨水人孔より市道00-001号線との交差点方向に雨水管が延伸されていることが判明しておりますが、最上流部の雨水人孔の有無等が不明であることから、今後、最上流部となる雨水人孔の位置関係を明確にする必要があります。予算の都合もありますが、今後調査を実施したいと考えています。

② 河原子264地先周辺については、道路冠水の対策として平成29年に集水樹の蓋（グレーチング）を大容量集水タイプのグレーチング蓋に交換する工事を行いました。今後も引き続き現場の確認等を行い、集水樹等の排水施設の清掃を行うなど冠水防止に努めてまいります。

(2) 水たまりの解消について

松本E Sテック側側面コーナ部の集水樹内に土砂が堆積し排水管が詰まり、雨水が排水されていない状況でありましたので、昨年度集水樹の清掃を行い改善は図られていると考えています。しかし、路面のわだちによる滞水を確認していますので今後は大雨時の排水状況を確認すると共に、必要があれば令和3年度以降に行う予定の舗装修繕工事と合わせて整備を検討していきます。

3 上水道関係

(1) 工業団地への上水道の整備について

工業団地への上水道の整備につきましては、現事業認可区域における整備の進捗状況を踏まえ、投資効果や効率を勘案し、事業化を検討してまいります。

なお、工業団地の事業者を対象とした、水道に関するアンケート調査を今年度実施することとしております。

また、整備実施にあたっては、河川法に基づく流水の占用（水利権）の許可及び水道法に基づく事業認可を取得する必要があります。

4 交通関係

(1) 公共交通（路線バス）の確保等について

現状、市内駅である白井駅から工業団地へ向かうバスは、1日13本（平日。路線バス7本、市営バス6本）で、西白井駅からは、1日7本（平日。市営バスのみ）運行しており、また、市外駅からは、新鎌ヶ谷駅から1日15本、高柳駅から1日22本が運行されています（別添資料）。

工業団地の市内雇用や障がい者雇用促進のため、公共交通によるアクセスの強化を図ることは、市としてもその重要性を認識しており、工業団地に係る路線の充実について機会があるごとにバス事業者へ話をしておりますが、当該路線は日中の利用がほとんどなく、路線の維持自体が非常に困難な状況であることを伺っているところです。

また、過去に開催された地域公共交通会議においては、第二工業団地までの延伸等に関する要望書に対し、一企業であるバス事業者に対して採算の見込めない増便、改善等を求めるのは難しいとも回答しています。

市としても、民間路線バスについては、利便性の向上はもちろんですが、利用者の減少やバスの運転手不足などの運営環境が厳しさを増している中、路線を維持していただくことが必要だと考えています。

このような状況から、一方的に運行の増便等を要請することは難しいと考えますが、時間帯や路線延長による需要予測などを示しながらバス事業者と協議していくことが肝要と考えますので、工業団地協議会といたしましても特段の御協力をお願いいたします。

市営バスにつきましては、現在、ルート等の見直しを進めているところですが、工業団地を含むルートは、白井第二小学校の通学時間帯に配慮することなどを前提としているため、御希望の時間帯に変更することができるかどうかは現時点でわかりませんが、できる限り配慮してまい

りたいと考えますので、利用が可能となる時間帯をお示しいただければと思います。

※添付資料

1. 路線バス及び循環バス運行本数（令和元年7月29日時点）

(2) 交通規制の解除への協力について

大型車の交通規制解除等につきましては、工業団地協議会における長年の懸案事項であると認識しております。一方で交通安全対策等道路環境の整備も重要となると考えております。

交通規制に関する事項は、千葉県公安委員会の所管であることから、市と致しまして、交通規制の緩和や解除に関する要件等の情報収集や課題等を整理し、印西警察署と協議を行ってまいります。

(3) 信号機の改善と増設について

①信号機の改良については千葉県公安委員会の所管であることから、市からも印西警察署へ要望してまいります。

③信号機の設置については千葉県公安委員会の所管であることから、市からも印西警察署へ要望してまいります。

(4) 企業バスの駐車場の確保について

駅前ロータリーにつきましては公共のスペースであることから、今のところ企業用バス専用のバス駐車場を設けることは考えていないところです。

なお、運用面で改善できる部分もあろうかと思っておりますので、不便をきたしている事象等、別途ご相談いただけますようお願いいたします。

5 雇用関係

(1) 合同就職フェアの実施について

合同就職フェアの実施については、第5次総合計画前期実施基本計画に位置づけされ、隔年開催していくこととしています。次期開催は令和2年度に予算措置し開催する予定ですが、開催時期については、高齢者向け就職マッチングイベントと合同で行う予定であることから、関係課と調整していくこととしています。

6 まちづくり協議会関係

(1) 地区まちづくり計画について

- ・市は、白井市まちづくり条例における「地区まちづくり計画」を白井工業団地地区のまちづくりにおける有効な制度の1つであると考えており、今後とも計画策定について協力していきます。

(2) 進出企業との事前調整について

- ・現在、「白井工業団地地区まちづくり協議会」は白井市まちづくり条例における地区まちづくり協議会として認定し、市のHPで情報公開しています。
- ・市は、白井工業団地地区内の土地について問い合わせがあった場合、「白井工業団地地区まちづくり協議会」と事前に協議することを要請するとともに、当該土地が売買等の契約に至った場合には重要事項説明書に条例上の協議会が活動している旨を記載するよう指導しています。
- ・今後とも、当該取り組みを継続し、進出予定企業との事前調整が的確に行えるよう情報提供等の支援をしていきます。

7 防犯関係

(1) 防犯カメラの設置について

・規制について

不特定多数の者が通行する道路上などの公共区間を撮影する防犯カメラ設置にあたっては、個人情報保護に関する法律の趣旨に則り、撮影された個人のプライバシーの保護を図る必要があります。

市では、防犯カメラの設置者等が自主的に実施すべき事項を定めた「白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定していますので、防犯カメラを設置するにあたっては、このガイドラインを参考に適切な措置を講じるようにお願いします。

・助成制度について

市では、地域の防犯活動の一環として、街頭防犯カメラを設置する市内の自治会、商店街組合その他の地域的な共同活動を行う団体に対して、予算の範囲内において設置費用の一部を補助しています。

補助対象となる団体の条件には、自主的な防犯活動を行うパトロール隊が組織されていて、地域における活動（概ね1年以上継続した自主防犯パトロールの実施など）の実績があることや、白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに準拠することなどがあり、また、防犯カメラの設置基準等に関して、防犯カメラの撮影範囲に公道等（不特定多数の車両や人が通行する場所）の画像面積が2分の1以上であるこ

とや、防犯カメラを設置する場所周辺住民の理解が得られていること、管轄する警察署と協議を行うことなどがあります。

さらに、この補助制度については、事前協議制となっており、設置を予定している年度の前年度の8月末までに事前協議を行う必要があり、また、千葉県の補助制度を活用していることから、状況により実施されない年度もあります。

防犯カメラの設置を検討する際は、市民活動支援課市民安全班にご相談ください。

※添付資料

1. 白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
2. 白井市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

8 その他

(1) 公民センターの食堂・売店撤去後の活用

食堂撤退後の活用について

公民センターの食堂は施設の利用者や勤労者の福祉の増進を目的に専門事業者へ運営をお願いしてきたところですが、立地条件や駐車場の広さなどを課題に安定的な経営が難しいことから、平成30年3月に撤退の意向が示されたところです。

前述の課題があり新たな事業者の募集は難しいものと考えていることから、昨年1年間は、新たな運営事業者の募集は行わないこととしてきたところです。

しかしながら、本年になり複数の事業者から食堂の運営について問い合わせが寄せられたことから、施設の有効的な活用を図る観点から、本年7月から8月にかけて半月間の募集期間を設け、運営事業者の募集を行いました。応募はありませんでした。

このことから、抜本的な課題の解決が難しい状況では、新たな運営事業者の募集は困難と考えられることから、当面の方向性として、新たに運営事業者の積極的な募集を行う予定はございません。

(2) 売店撤退後の活用について

売店についても、食堂同様に立地条件などや工業団地内にコンビニエンスストアがオープンしていることから、新たな事業者の募集は難しいと考えており、新たに運営事業者の積極的な募集を行う予定はございません。

工業団地協議会から、本食堂や売店の利活用方法についてご提案

等がありましたら、検討していきたいと考えております。